

一般会計等財務書類における注記

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路及び橋梁は道路台帳整備中のため、備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路及び橋梁は道路台帳整備中のため、備忘価額1円としています。河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

2. 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 出資金
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの 出資金額

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 3年～50年
工作物 3年～60年
物品 3年～50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法
ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によって

います。

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

4. 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（または個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

5. リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

……………通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

……………通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物をいいます。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、または固定資産の取得価額等の概ね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

II. 重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更 該当なし
2. 表示方法の変更 該当なし
3. 資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当なし

III. 重要な後発事象

1. 主要な業務の改廃 該当なし
2. 組織・機構の大幅な変更 該当なし
3. 地方財政制度の大幅な改正 該当なし
4. 重大な災害等の発生 該当なし

IV. 偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況……………該当なし

2. 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

① 東京地裁令和2年(ワ)第2710号

　　損害賠償請求事件 730千円

② 東京地裁令和3年(ワ)第3483号

　　損害賠償請求事件 100千円

V. 追加情報

1. 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲

　　一般会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-%	-%	-1.5%	-%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額……………0千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額……………1,426,510千円

2. 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲：すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

イ 内訳

事業用資産	236,414千円
-------	-----------

建物	236,414 千円
<u>インフラ資産</u>	<u>18,688 千円</u>
工作物	18,688 千円
物品	0 千円

令和4年3月31日時点における貸借対照表における簿価を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。上記の255,102千円は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 該当なし
- ③ 基金借入金（繰替運用） 該当なし
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、後年度の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 19,673,538千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	18,180,522 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,742,057 千円
将来負担額	27,514,188 千円
充当可能基金額	8,201,281 千円
特定財源見込額	3,178,670 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	19,673,538 千円
- ⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 60,284千円

3. 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
 固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

4. 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 2,633,045千円
 ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	39,465,974千円	36,427,858千円
繰越金に伴う差額	1,992,773千円	
資金収支計算書	37,473,201千円	36,427,858千円

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,085,773千円
減価償却費	-1,757,386千円
徴収不能引当金の増減額	-13,200千円
退職手当引当金の増減額	171,992千円
賞与引当金の増減額	-1,997千円
未払金の増減額	-397千円
未収金の増減額	63,230千円
長期延滞債権の増減額	-58,045千円
長期貸付金の増減	-1,661千円
固定資産売却損	-595千円
固定資産売却益	43千円
資本的国県等補助金等	854,167千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,341,924千円

- ④ 一時借入金に関する情報

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれておりません。

一時借入金の限度額は2,000,000千円です。

- ⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 60,284千円
有形固定資産の交換 -千円
PFIによる資産の取得 -千円
無償取得 147,734千円